

東松山市空き家対策の推進に関する協定書

東松山市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、東松山市内における空き家対策を総合的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携、協力し、東松山市内の空き家対策に取り組むことにより、良好な住環境の保全及び安全で快適なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「所有者不明土地・建物」とは、不動産登記情報等の所有者台帳より所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地・一個の建物をいう。

2 この協定において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携協力事項）

第3条 乙は、甲から依頼があった所有者不明土地・建物及び空家等（以下、「所有者不明土地・建物等」という。）について、次に掲げる事務等について、事務委託を受ける会員又は財産管理人候補者の推薦、講師の派遣をすることとする。

- (1) 甲及び所有者等からの相続登記及び所有者不明土地・建物等に関する相談及び情報提供（講演を含む）
- (2) 所有者不明土地・建物等の権利調査
- (3) 所有者不明土地・建物等の相続人調査
- (4) 後見開始（保佐、補助を含む。）並びに相続財産清算人選任又は不在者財産管理人選任、所有者不明建物・土地財産管理人、管理不全土地・建物管理人等の選任等に係る裁判所に提出する書類の作成
- (5) 所有者不明土地・建物等の利活用にかかる契約条項の検討助言及び当該利活用にかかる登記手続
- (6) 成年後見人（保佐人、補助人を含む。）、相続財産清算人及び不在者財産管理人、所有者不明土地・建物並びに管理不全土地・建物管理人候補者
- (7) その他所有者不明土地・建物等対策に関する事務

2 甲は、前項の規定により乙が推薦した者に事務を委託する場合には、乙が推薦した者との間で事務委託契約を締結するものとする。但し、前項第1号及び第6号はこの限りではない。

（事務処理要領）

第4条 甲は、甲が乙の会員に委託する事務に関し、前条第2項の委託事務について別途、事務処理要領（以下「要領」という。）を定めることができ、乙は当該要領に従って事務処理をするよう受託会員及び受託会員になろうとする者に周知するものとする。

2 甲が、要領を定め又はこれを変更する場合は、乙の意見を求めるものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

（協定書の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の事務委託を受けた者等の関係者は、本業務を通じて知り得た個人情報等を他に漏らし、又は利用してはならない。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年2月17日

甲 東松山市松葉町一丁目1番58号

東松山市

市長

森田 芳一

乙 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

埼玉司法書士会

会長

今井 明